

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月に会社Aに入社し、平成〇年〇月に着工したBプロジェクトと呼ばれる〇マンション建設現場に配属され、施工管理業務を担当していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から身体的な不調を自覚するようになり、同年〇月頃から不眠も出現するようになった。請求人は、平成〇年〇月〇日にC病院に受診し「中等症うつ病エピソード（身体性症候群を伴うもの）」と診断された。その後、同年〇月〇日にDクリニックに受診し「うつ病エピソード」と診断され、さらに、同年〇月〇日にE病院に受診し「精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の療養補償給付、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間及び同月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで棄却した(以下「前々裁決」という。)

(2) その後、請求人は、後続請求として平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで棄却した(以下「前裁決」という。)

(3) 今般、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、上記各処分と同様の理由によりこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由により発病したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、請求人に発病した精神障害の業務起因性に係るいわゆる後続請求事案である。当審査会は、すでに前々裁決において、請求人に発病した ICD-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」は、当時監督署長及び審査官が依拠した「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」

(平成11年9月14日付け基発第544号)によっても、その後新たに策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226号第1号)によっても、「請求人の業務による出来事には、客観的に本件疾病を発病させるおそれのある強い心理的負荷があったとは認められない。」と述べたところである。上記判断は、後続請求たる本件においても変更する必要は認められないので、監督署長の処分は妥当なものであり、請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。